【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年10月10日提出

【発行者名】 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 郁也

【本店の所在の場所】 東京都港区芝3丁目33番1号

【事務連絡者氏名】 ファンド・レポーティング部長 橋詰 廣志

【電話番号】 03-6737-0521

【届出の対象とした募集(売出) DCファンダメンタル・バリュー ファンド

内国投資信託受益証券に係るファ

ンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出) 10兆円を上限とします。

内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

DCファンダメンタル・バリュー ファンド

当ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会(同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。)による取得の申込みのみの取扱いとなります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額()とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7)【申込期間】

平成26年10月11日から平成27年 4月13日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ:http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル:0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。 継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する 口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」又は「受託者」ということがありま す。)の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

< 受益権の取得申込みの方法 >

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申 込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込みコース>

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(E12444)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドは「分配金再投資コース」(自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)専用ファンドです。

< 受益権の取得申込みの受付の中止等 >

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引 所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8 項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)にお ける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中 止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

わが国の株式に投資し、中長期的にベンチマークであるTOPIX(東証株価指数)を上回る投資成果を目指します。

<信託金限度額>

上限 5,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象	投資形態	為替	対象	特殊型
		地域		ヘッジ	インデックス	

					有価証券	<u> </u>
株式	年1回	グローバル	ファミリーファン	あり	日経225	ブル・ベア型
	+15					
一般			۴	()		
大型株	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・オブ・	なし		
	年4回	北米	ファンズ		その他	ロング・ショー
債券					()	ト型/絶対収益
一般	年6回	区欠州				追求型
公債	(隔月)					
社債		アジア				その他
その他債券	年12回					()
クレジット属性	(毎月)	オセアニア				
()						
	日々	中南米				
不動産投信						
	その他	アフリカ				
その他資産	()					
(投資信託証券		中近東				
(株式 一般))		(中東)				
) 資産複合		エマージング				
()						
 資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						
			<u> </u> ひまこし <i>て</i> いよよ			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は 以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用 されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする 旨の記載があるものをいう。

「投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に 不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載 があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産 と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載がある ものをいう。
- その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による 区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについて は、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については 固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するも のとする。
 - 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをい う。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

「投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを 明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにの み投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

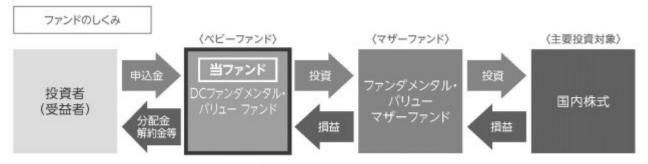
- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されに くい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略によ り収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない 特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<ファンドの特色>

1. わが国の株式に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。



※マザーファンドの運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。

? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実 質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

〈マザーファンドの概要〉

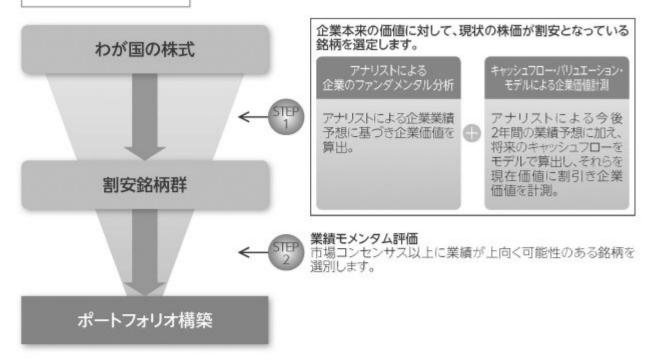
マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
ファンダメンタル・バリュー マザーファンド	わが国の株式	この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、 中長期的に、ベンチマークであるTOPIX(東証株価 指数)を上回る投資成果をめざします。

2. TOPIX(東証株価指数) **を中長期的に上回る投資成果を目指します。

※「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

3 バリュー投資スタイルで超過収益獲得を目指します。

マザーファンドの投資プロセス



分配方針

- ●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
- ●原則として、毎年1月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- ●分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額 の場合には分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ●同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ●外貨建資産への投資は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成14年1月31日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

当ファンドの名称を「すみしん DCファンダメンタル・バリュー ファン 平成24年4月 1日

ド」から「DCファンダメンタル・バリュー ファンド」に変更

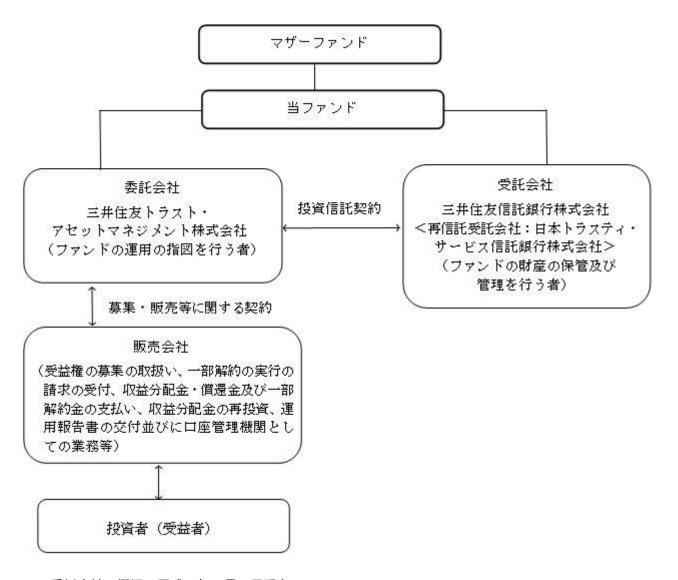
当ファンドの主要投資対象である「住信 ファンダメンタル・バリュー マ

ザーファンド」の名称を「ファンダメンタル・バリュー マザーファン

ド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況(平成26年 7月31日現在)

イ.資本金の額:3億円 ロ.委託会社の沿革

昭和61年11月1日: 住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和62年2月20日: 投資顧問業の登録

昭和62年9月9日: 投資一任契約に係る業務の認可

平成2年10月1日: 住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年2月15日: 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年3月25日: 証券投資信託委託業の認可

平成19年9月30日: 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録(登録番号:関東財

務局長(金商)第347号)

平成24年4月1日: 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・

アセットマネジメント株式会社に商号変更

八.大株主の状況

株 主 名 1	注 所	持株数	持株比率
---------	-----	-----	------

三井住友トラスト・ホール ディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%
---------------------------	-------------------	--------	------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして中長期的に、ベンチマークであるTOPIX(東証株価指数)を上回る投資成果をめざします。

投資対象

ファンダメンタル・バリュー マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。)を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度

- イ.主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、企業本来の投資価値に対する株価の割安度を主な投資基準として選択された業種及び銘柄に投資します。
- 口、当ファンドの運用にあたっては、主として以下の項目を重視します。
 - 1. バリューを重視した銘柄選択

主として、以下a、bにより算出される企業本来の投資価値に対して、現状の株価が割安となっている銘柄への投資を行います。

- a.アナリストによる企業ファンダメンタル分析 アナリストによる企業業績予想に基づき企業価値を算出します。
- b. キャッシュフロー・バリュエーション・モデルによる企業価値計測 アナリストによる今後2年間の業績予想に加えて、将来にわたるキャッシュフローをモデルで算出、それらを現在価値に割引くことで企業価値を計測し、現在の株価の割安度を判定します。
- 2. コンセンサスに対する業績変化の方向性

上記1.に加え、市場コンセンサス以上に業績が上向く可能性のある銘柄を重点的に組入れます。

- 八.株式への投資比率は、原則として高位(95%以上)を保ちます。ただし、相場下落の可能性が高いと 判断した場合には、キャッシュ比率の引上げ及び以下に記載する有価証券先物取引等により、実質的 な株式への投資比率を引下げるよう努めます。
- 二.投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数先物取引、有価証券オプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- ホ.株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。) への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- へ.ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上 記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- イ.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限ります。)
 - 3. 金銭債権
 - 4.約束手形
- 口.次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてマザーファンド受益証券並びに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券又は新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予 約権証券
- 12.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
- 13.証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものを いいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券又は証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に 限ります。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券又は証書並びに上記12.及び17.の証券又は証書のうち上記1.の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券並びに上記12.及び17.の証券又は証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するもの、及び上記14.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、上記13.の証券及び上記14.の証券(「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

- イ.委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1 預全
 - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3.コール・ローン
 - 4.手形割引市場において売買される手形
 - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ロ. 当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ.1.から4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「ファンダメンタル・バリュー マザーファンド」の概要

1.基本方針

この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、中長期的に、ベンチマークであるTOPIX(東証株価指数)を上回る投資成果をめざします。

- 2. 運用方法
 - (1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の取引所上場株式を主要な投資対象とし、マクロ経済動向や企業業績予測等ファンダメンタル 分析に基づき、企業本来の投資価値に対する株価の割安度を主な投資基準として業種及び個別銘柄選 択を行い、ポートフォリオを構築します。

ファンドの運用にあたっては、主として以下の項目を重視します。

イ)バリューを重視した銘柄選択

主として、以下a)、b)により算出される企業本来の投資価値に対して、現状の株価が割安となっている銘柄への投資を行います。

a)アナリストによる企業ファンダメンタル分析

アナリストによる企業業績予想に基づき企業価値を算出します。

b) キャッシュフロー・バリュエーション・モデルによる企業価値計測

アナリストによる今後2年間の業績予想に加えて、将来にわたるキャッシュフローをモデルで 算出、それらを現在価値に割引くことで企業価値を計測し、現在の株価の割安度を判定しま す。

口)コンセンサスに対する業績変化の方向性

上記イ)に加え、市場コンセンサス以上に業績が上向く可能性のある銘柄を重点的に組入れます。

株式への投資比率は、原則として高位(95%以上)を保ちます。ただし、相場下落の可能性が高いと 判断した場合には、キャッシュ比率の引上げ及び以下に記載する有価証券先物取引等により、実質的 な株式への投資比率を引下げるよう努めます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引並びに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は、行いません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

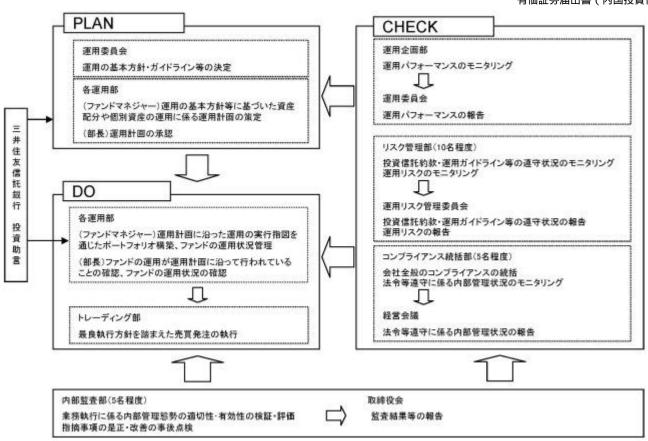
同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予 約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを あらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定め がある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、投資信 託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時(決算日は毎年1月10日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

イ.分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

口.分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。

八. 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

<約款に定める投資制限>

イ.株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

口.外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は、行いません。

八.新株引受権証券等への投資割合

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- 二.同一銘柄の株式への投資割合
 - 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ホ.同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産 総額の10%以下とします。

へ. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の 純資産総額の5%以下とします。

ト.投資信託証券への投資割合

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

チ.投資する株式等の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権 証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投 資することを指図することができるものとします。

リ.信用取引の指図範囲

- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しによ り行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの投資信託 財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合 計額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付に係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヌ. 先物取引等の運用指図

委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避 するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる

ものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

ル.有価証券の貸付の指図及び範囲

- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債 を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (口)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと します。

ヲ.資金の借入れ

- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有 価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から 投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払 開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内であ る場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償 還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託 財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ)収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

< 関連法令に基づく投資制限 >

イ.デリバティブ取引に係る投資制限

(金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

口.同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の 皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り 込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢 等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ 決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格 は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われる と、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等 遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査 結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時に、信託財産留保額()の控除はありません。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.4796% (税抜 1.37%)を乗じて得た額とします。その配分は下記の通りです。

委託会社	年率	0.54%	(税抜	0.5%)
販売会社	年率	0.864%	(税抜	0.8%)
受託会社	年率	0.0756%	(税抜	0.07%)

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます(以下同じ。)。

なお、マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支 弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息 (「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します(マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。)。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。 ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当 額、先物取引・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用(消費税等相当額を含みま す。)等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します(マザーファンドにおいて負 担する場合を含みます。)。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、毎 計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

上記は、平成26年 7月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の記載は、平成26年7月31日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,533,820,132	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	123,877	0.01	
合計(純資産総額)	1,533,696,255	100.00	

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a . 投資有価証券の主要銘柄

国/	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資
1613				単価	金額	単価	金額	(%)
日本	親投資信託 受益証券	ファンダメンタル・バリュー マザーファンド	987,967,879	1.5739	1,554,962,645	1.5525	1,533,820,132	100.01

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)	
親投資信託受益証券	100.01	
合計	100.01	

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	(円)	1万口当たりの	D純資産額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3期計算期間末 (平成17年 1月11日)	1,386,094,775	1,386,094,775	12,191	12,191
第4期計算期間末 (平成18年 1月10日)	2,360,077,304	2,360,077,304	18,754	18,754

⁽注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

⁽注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

			有価証券	届出書(内国投資信託
第5期計算期間末 (平成19年 1月10日)	2,604,058,741	2,604,058,741	18,485	18,485
第6期計算期間末 (平成20年 1月10日)	2,435,325,242	2,435,325,242	15,851	15,851
第7期計算期間末 (平成21年 1月13日)	1,024,790,580	1,024,790,580	8,463	8,463
第8期計算期間末 (平成22年 1月12日)	1,324,584,188	1,324,584,188	9,777	9,777
第9期計算期間末 (平成23年 1月11日)	1,463,344,643	1,463,344,643	9,860	9,860
第10期計算期間末 (平成24年 1月10日)	1,113,167,891	1,113,167,891	7,595	7,595
第11期計算期間末 (平成25年 1月10日)	1,389,191,500	1,389,191,500	9,277	9,277
第12期計算期間末 (平成26年 1月10日)	1,899,719,051	1,899,719,051	13,320	13,320
平成25年 7月末日	1,669,362,447		11,584	
8月末日	1,626,327,531		11,316	
9月末日	1,775,516,008		12,339	
10月末日	1,758,356,884		12,202	
11月末日	1,825,436,702		12,802	
12月末日	1,896,839,541		13,301	
平成26年 1月末日	1,793,438,178		12,440	
2月末日	1,756,755,458		12,159	
3月末日	1,423,949,253		11,968	
4月末日	1,387,777,463		11,645	
5月末日	1,436,079,678		12,035	
6月末日	1,506,435,155		12,717	
7月末日	1,533,696,255		12,959	

【分配の推移】

期間	1万口当たりの分配金(円)
第3期計算期間(平成16年 1月14日~平成17年 1月11日)	0
第4期計算期間(平成17年 1月12日~平成18年 1月10日)	0
第5期計算期間(平成18年 1月11日~平成19年 1月10日)	0
第6期計算期間(平成19年 1月11日~平成20年 1月10日)	0
第7期計算期間(平成20年 1月11日~平成21年 1月13日)	0
第8期計算期間(平成21年 1月14日~平成22年 1月12日)	0
第9期計算期間(平成22年 1月13日~平成23年 1月11日)	0
第10期計算期間(平成23年 1月12日~平成24年 1月10日)	0
第11期計算期間(平成24年 1月11日~平成25年 1月10日)	0
第12期計算期間(平成25年 1月11日~平成26年 1月10日)	0

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第3期計算期間(平成16年 1月14日~平成17年 1月11日)	10.2
第4期計算期間(平成17年 1月12日~平成18年 1月10日)	53.8

第5期計算期間(平成18年 1月11日~平成19年 1月10日)	1.4
第6期計算期間(平成19年 1月11日~平成20年 1月10日)	14.2
第7期計算期間(平成20年 1月11日~平成21年 1月13日)	46.6
第8期計算期間(平成21年 1月14日~平成22年 1月12日)	15.5
第9期計算期間(平成22年 1月13日~平成23年 1月11日)	0.8
第10期計算期間(平成23年 1月12日~平成24年 1月10日)	23.0
第11期計算期間(平成24年 1月11日~平成25年 1月10日)	22.1
第12期計算期間(平成25年 1月11日~平成26年 1月10日)	43.6
第13期中間計算期間(平成26年 1月11日~平成26年 7月10日)	4.8

⁽注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(4)【設定及び解約の実績】

期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第3期計算期間 (平成16年 1月14日~平成17年 1月11日)	123,572,030	13,077,196	1,136,982,884
第4期計算期間 (平成17年 1月12日~平成18年 1月10日)	190,064,226	68,611,536	1,258,435,574
第5期計算期間 (平成18年 1月11日~平成19年 1月10日)	289,447,265	139,165,003	1,408,717,836
第6期計算期間 (平成19年 1月11日~平成20年 1月10日)	312,811,234	185,127,594	1,536,401,476
第7期計算期間 (平成20年 1月11日~平成21年 1月13日)	350,158,888	675,675,879	1,210,884,485
第8期計算期間 (平成21年 1月14日~平成22年 1月12日)	294,856,251	150,994,141	1,354,746,595
第9期計算期間 (平成22年 1月13日~平成23年 1月11日)	226,991,173	97,670,221	1,484,067,547
第10期計算期間 (平成23年 1月12日~平成24年 1月10日)	272,623,832	290,978,473	1,465,712,906
第11期計算期間 (平成24年 1月11日~平成25年 1月10日)	236,852,678	205,072,604	1,497,492,980
第12期計算期間 (平成25年 1月11日~平成26年 1月10日)	272,420,255	343,649,185	1,426,264,050
第13期中間計算期間 (平成26年 1月11日~平成26年 7月10日)	106,987,208	346,490,006	1,186,761,252

⁽注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考情報)

ファンダメンタル・バリュー マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,451,466,420	94.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		82,392,235	5.37
合計(純資産総額)		1,533,858,655	100.00

⁽注2)小数第2位を四捨五入しております。

- (注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。
- (注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a . 投資有価証券の主要銘柄

国/	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿	帳簿価額(円)		西額(円)	投資
地域					単価	金額	単価	金額	比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	12,100	6,132.94	74,208,612	6,137.00	74,257,700	4.84
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	11,900	4,930.00	58,667,014	4,260.00	50,694,000	3.30
日本	株式	日立製作所	電気機器	53,000	834.15	44,210,246	808.70	42,861,100	2.79
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	5,900	5,581.01	32,927,959	6,860.00	40,474,000	2.64
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	180,000	236.40	42,552,000	201.50	36,270,000	2.36
日本	株式	三井物産	卸売業	19,500	1,490.01	29,055,195	1,666.00	32,487,000	2.12
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	2,200	11,834.91	26,036,805	14,750.00	32,450,000	2.12
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	3,800	8,633.64	32,807,832	7,572.00	28,773,600	1.88
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	6,600	4,315.19	28,480,264	4,330.50	28,581,300	1.86
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	9,000	3,065.00	27,585,000	2,968.50	26,716,500	1.74
日本	株式	オリックス	その他金融業	15,200	1,616.59	24,572,168	1,693.50	25,741,200	1.68
日本	株式	富士通	電気機器	31,000	583.84	18,099,258	801.00	24,831,000	1.62
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	6,500	3,864.92	25,121,980	3,742.00	24,323,000	1.59
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	22,700	925.68	21,012,949	1,022.00	23,199,400	1.51
日本	株式	日本電気	電気機器	56,000	288.03	16,129,680	403.00	22,568,000	1.47
日本	株式	東芝	電気機器	47,000	464.58	21,835,662	462.00	21,714,000	1.42
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グ ループ	銀行業	34,800	684.70	23,827,560	615.60	21,422,880	1.40
日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先 物取引業	31,800	804.11	25,570,938	660.30	20,997,540	1.37
日本	株式	三井不動産	不動産業	6,000	3,397.03	20,382,180	3,444.50	20,667,000	1.35
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	28,000	657.21	18,401,886	723.00	20,244,000	1.32
日本	株式	富士電機	電気機器	36,000	492.55	17,731,800	536.00	19,296,000	1.26
日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	60,000	327.83	19,669,800	314.10	18,846,000	1.23
日本	株式	第一三共	医薬品	10,000	1,794.47	17,944,753	1,884.00	18,840,000	1.23
日本	株式	大林組	建設業	24,000	607.03	14,568,720	760.00	18,240,000	1.19
日本	株式	マツダ	輸送用機器	6,600	2,764.72	18,247,177	2,501.00	16,506,600	1.08
日本	株式	ソニー	電気機器	9,300	1,938.00	18,023,446	1,772.00	16,479,600	1.07
日本	株式	日東電工	化学	3,500	4,552.51	15,933,803	4,684.00	16,394,000	1.07
日本	株式	高島屋	小売業	15,000	991.39	14,870,850	955.00	14,325,000	0.93
日本	株式	日本通運	陸運業	28,000	487.58	13,652,244	502.00	14,056,000	0.92
日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	5,200	2,285.34	11,883,800	2,631.00	13,681,200	0.89

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b.投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	94.63
合計	94.63

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c . 投資株式の業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	2.66
		食料品	1.16
		繊維製品	0.23
		化学	6.44
		医薬品	2.92
		石油・石炭製品	1.05
		ゴム製品	2.16
		ガラス・土石製品	1.04
		鉄鋼	1.53
		非鉄金属	3.19
		金属製品	0.15
		機械	5.43
		電気機器	14.15
		輸送用機器	10.87
		その他製品	1.17
		電気・ガス業	1.04
		陸運業	3.46
		海運業	0.45
		情報・通信業	7.33
		卸売業	4.20
		小売業	6.45
		銀行業	9.35
		証券、商品先物取引業	1.37
		保険業	0.93
		その他金融業	3.20
		不動産業	1.83
		サービス業	0.87
合語	it		94.63

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

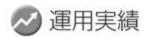
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

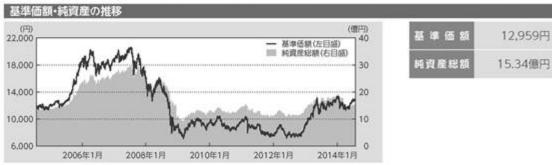
資産の 種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	TOPIX先物	大阪取引所	買建	円	5	61,597,700	64,625,000	64,625,000	4.21

(注)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(参考情報)交付目論見書に記載するファンドの運用実績



当初股定日:2002年1月31日 作成基準日:2014年7月31日



※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

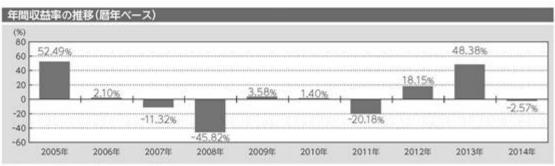
分配の推移(1万口当たり、税引前)

股定来分配金合計額:0円

決算期	2010年1月	2011年1月	2012年1月	2013年1月	2014年1月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	4.8%
三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	3.3%
日立製作所	日本	株式	電気機器	2.8%
日本電信電話	日本	株式	情報·通信業	2.6%
みずほフィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	2.4%
三井物産	日本	株式	卸売業	2.1%
東海旅客鉄道	日本	株式	陸運業	2.1%
ソフトバング	日本	株式	情報·通信業	1.9%
セブン&アイ・ホールディングス	日本	株式	小売業	1.9%
富士フイルムホールディングス	日本	株式	化学	1.7%



※2014年は年初から作成基準日までの収益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<申込手続>

当ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会(同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。)による取得の申込みのみの取扱いとなります。

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

< 申込コース >

当ファンドは、「分配金再投資コース」()専用ファンドです。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結して いただきます。

< 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

< 申込単位 >

1円以上1円単位とします。

<申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

(注)分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

ありません。

< 申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

ありません。

< 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

< その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの 受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の 増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当 該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割さ れた受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項 の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場 合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振 替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル:0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

2【換金(解約)手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

1口以上1口単位とします。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額(以下「解約価額」といいます。)とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ(http://www.smtam.jp/)でご覧いただけます。

< 一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において当該受益者 に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

< 受付不可日 > ありません。

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、 当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記 < 解約価額 > の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

< その他 >

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきまして は、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ:http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル:0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 基準価額の算出頻度 >

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

< 主要な投資対象資産の評価方法 >

- イ.マザーファンド受益証券の評価方法 計算日の基準価額で評価します。
- ロ.マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法国内上場株式、国内上場投信原則として計算日のわが国の取引所の最終相場で評価します。

< 基準価額の照会方法 >

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ (http://www.smtam.jp/)でご覧いただけます。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル:0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。(平成14年 1月31日設定)

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了(償還)と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月11日から翌年1月10日までとします。

ただし、第1計算期間は平成14年1月31日から平成15年1月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

< 投資信託契約の終了(償還)と手続き>

(1)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了(繰上償還)させることができます。

- ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原 則として、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官 庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)における公告等の手続き

委託会社は上記(1) によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公 告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付しま す。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、 公告を行いません。

上記 の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、ファンドの繰上償還を行いません。

委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わな い旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られ たる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし て、公告を行いません。

ファンドの繰上償還において、上記 から までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にや むを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書 面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

< 投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き >

(1)投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、 この投資信託約款を変更することができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従いま す。

(2) 重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更(以下「重大な約款変更」といいます。)を 行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内 容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対 して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、 原則として、公告を行いません。

上記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、当該約款変更を行いません。

委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 < 投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き > に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

< 反対者の買取請求権 >

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。 平成26年12月1日以降は交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

< 関係法人との契約の更改手続き >

・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約 当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のない ときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

< 投資信託財産の登記等及び記載等の留保等 >

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることと します。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、 速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産 に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するも

のとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明 らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日(決算日)の翌営業日に、販売会社に交付されます。

販売会社は、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会 社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を 請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(平成25年1月11日から平成26年1月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【DCファンダメンタル・バリュー ファンド】

(1)【貸借対照表】

	第11期	第12期
項目	(平成25年 1月10日現在)	(平成26年 1月10日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,192,489	13,269,105
親投資信託受益証券	1,391,511,257	1,899,522,385
未収入金	234,923	-
未収利息	13	17
流動資産合計	1,400,938,682	1,912,791,507
資産合計	1,400,938,682	1,912,791,507
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,178,139	176,729
未払受託者報酬	434,659	654,402
未払委託者報酬	8,072,203	12,153,058
その他未払費用	62,181	88,267
流動負債合計	11,747,182	13,072,456
負債合計	11,747,182	13,072,456
純資産の部		
元本等		
元本	1,497,492,980	1,426,264,050
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	108,301,480	473,455,001
(分配準備積立金)	(292,800,393)	(324,798,000)
元本等合計	1,389,191,500	1,899,719,051

EDINET提出書類

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(E12444)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

純資産合計	1,389,191,500	1,899,719,051
負債純資産合計	1,400,938,682	1,912,791,507

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第11期	第12期
項目	自 平成24年 1月11日	自 平成25年 1月11日
	至 平成25年 1月10日	至 平成26年 1月10日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	2,636	3,722
有価証券売買等損益	275,101,474	612,597,553
営業収益合計	275,104,110	612,601,275
営業費用		
受託者報酬	872,238	1,237,453
委託者報酬	16,198,651	22,981,064
その他費用	62,181	88,267
営業費用合計	17,133,070	24,306,784
営業利益又は営業損失()	257,971,040	588,294,491
経常利益又は経常損失()	257,971,040	588,294,491
当期純利益又は当期純損失()	257,971,040	588,294,491
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	15,900,098	72,098,099
期首剰余金又は期首欠損金()	352,545,015	108,301,480
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,616,125	65,560,089
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	48,616,125	19,727,721
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	45,832,368
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,443,532	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	46,443,532	-
期末剰余金又は期末欠損金()	108,301,480	473,455,001

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第11期	第12期
		(平成25年 1月10日現在)	(平成26年 1月10日現在)
1.	期首元本額	1,465,712,906円	1,497,492,980円
	期中追加設定元本額	236,852,678円	272,420,255円
	期中一部解約元本額	205,072,604円	343,649,185円
2.	当該計算期間の末日における受 益権総数	1,497,492,980□	1,426,264,050□
3.	「投資信託財産の計算に関する 規則(平成12年総理府令第133 号)」第55条の6第10号に規定す る額	元本の欠損 108,301,480円	
4.	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9277円 (9,277円)	1.3320円 (13,320円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

		第11期	第12期
		自 平成24年 1月11日	自 平成25年 1月11日
		至 平成25年 1月10日	至 平成26年 1月10日
費用控除後の配当等収益額	Δ	2,634円	3,647円
	A	(31,238,513円)	(31,443,758円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	В	- 円	93,904,070円
収益調整金額	С	940,598,935円	943,839,789円
分配準備積立金額	D	292,797,759円	230,890,283円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,233,399,328円	1,268,637,789円
当ファンドの期末残存口数	F	1,497,492,980	1,426,264,050□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,236.42円	8,894.83円
1万口当たり分配金額	Н	- 円	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円	- 円

⁽注)()内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額で、内書であります。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、市場リスク(株価変動リスク)、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1)親投資信託受益証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定 額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第11期	第12期
	(平成25年 1月10日現在)	(平成26年 1月10日現在)
種類	計算期間(自 平成24年1月11日	計算期間(自 平成25年 1月11日
	至 平成25年 1月10日)の損益に含ま	至 平成26年 1月10日)の損益に含ま
	れた評価差額(円)	れた評価差額(円)
親投資信託受益証券	262,860,931	563,435,933

合計 262,860,931 563,435,933

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

A.株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類 銘柄		券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ファンダメンタル・バリュー マザーファンド	1,200,254,256	1,899,522,385	
親投資信託受益証券 小計		1,200,254,256	1,899,522,385	
合計		1,200,254,256	1,899,522,385	

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

不動産等明細表

該当事項はありません。

商品明細表

該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

その他特定資産の明細表該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

「DCファンダメンタル・バリュー ファンド」は、「ファンダメンタル・バリュー マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成26年1月10日現在(以下、「計算日」といいます。)の状況は次のとおりであります。 なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「ファンダメンタル・バリュー マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

項目	平成26年 1月10日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	85,642,386
株式	1,810,261,500
派生商品評価勘定	3,590,850
未収配当金	1,130,800
未収利息	115
差入委託証拠金	2,430,000
流動資産合計	1,903,055,651
資産合計	1,903,055,651
負債の部	
流動負債	
前受金	3,564,000
流動負債合計	3,564,000
負債合計	3,564,000
純資産の部	
元本等	
元本	1,200,254,256
剰余金	
剰余金又は欠損金()	699,237,395
元本等合計	1,899,491,651
純資産合計	1,899,491,651
負債純資産合計	1,903,055,651

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成26年 1月10日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価	方法 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は 計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものにつ いては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示さ れる気配相場に基づいて評価しております。

2.	デリバティブの評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又 は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。
		当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係る ものであります。
3.	収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予 想配当金額を計上しております。
		(2)派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成26年 1月10日現在
1.	計算期間の期首元本額	1,280,374,731円
	計算期間中の追加設定元本額	128,019,870円
	計算期間中の一部解約元本額	208,140,345円
	計算日の元本額	1,200,254,256円
	計算日の元本額の内訳	
	DCファンダメンタル・バリュー ファンド	1,200,254,256円
2.	計算日における受益権総数	1,200,254,256口
3.	1口当たり純資産額	1.5826円
	(1万口当たり純資産額)	(15,826円)

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	平成26年 1月10日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用 の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資と して運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク(株価変動リスク)、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。

	有個証券由工書(內国投資信
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統
	括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタ
	リングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び
	経営会議に報告します。
	内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効
	性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会
	に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検
	を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

		平成26年 1月10日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載してお ります。
		(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.	金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
		また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4.	金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成26年 1月10日現在	
作里犬 只	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		353,901,415
合計		353,901,415

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、「ファンダメンタル・バリュー マザーファンド」の期首から計算日までの期間(平成25年1月11日から平成26年1月10日まで)に対応するものです。

(デリバティブ取引に関する注記)

. ヘッジ会計が適用されていないもの

株式関連

			1月10日現在		
区分	種類	契約額等	(円)	時価	評価損益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	74,379,150	-	77,970,000	3,590,850
合計		74,379,150	-	77,970,000	3,590,850

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の 日の清算値段で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

. ヘッジ会計が適用されているもの

	平成26年 1月10日現在	
該当事項はありません。		

(関連当事者との取引に関する注記)

	平成26年 1月10日現在	
該当事項はありません。		

(3)附属明細表(平成26年1月10日現在)

有価証券明細表

A.株式

	株式数	į	評価額	# *
ניור בוש	(株)	単価(円)	金額(円)	備考
石油資源開発	2,000	4,040.00	8,080,000	
大林組	22,000	600.00	13,200,000	
NIPPO	2,000	1,711.00	3,422,000	
積水八ウス	3,000	1,510.00	4,530,000	
味の素	7,000	1,470.00	10,290,000	
キユーピー	1,800	1,489.00	2,680,200	
日本たばこ産業	6,400	3,195.00	20,448,000	
 東洋紡	39,000	188.00	7,332,000	
日本製紙	4,500	1,933.00	8,698,500	
住友化学	35,000	437.00	15,295,000	
クレハ	4,000	528.00	2,112,000	
日本曹達	4,000	642.00	2,568,000	
東ソー	29,000	476.00	13,804,000	
積水化学工業	8,000	1,292.00	10,336,000	
日本化薬	3,000	1,450.00	4,350,000	
ADEKA	4,500	1,176.00	5,292,000	
日本ペイント	4,000	1,795.00	7,180,000	
DIC	64,000	317.00	20,288,000	

			1月11世	証券届出書(内国投資信託
東洋インキSCホールディングス	17,000	519.00	8,823,000	
富士フイルムホールディングス	12,400	3,065.00	38,006,000	
日東電工	700	4,355.00	3,048,500	
武田薬品工業	3,300	4,820.00	15,906,000	
塩野義製薬	2,300	2,324.00	5,345,200	
生化学工業	700	1,344.00	940,800	
キョーリン製薬ホールディングス	2,100	2,362.00	4,960,200	
JXホールディングス	24,400	527.00	12,858,800	
東洋ゴム工業	12,000	625.00	7,500,000	
ニッタ	800	2,334.00	1,867,200	
住友大阪セメント	29,000	400.00	11,600,000	
ニチアス	8,000	738.00	5,904,000	
ニチハ	1,900	1,452.00	2,758,800	
新日鐵住金	114,000	340.00	38,760,000	
合同製鐵	14,000	185.00	2,590,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	2,700	2,359.00	6,369,300	
三菱製鋼	10,000	271.00	2,710,000	
三井金属鉱業	50,000	319.00	15,950,000	
三菱マテリアル	13,000	370.00	4,810,000	
DOWAホールディングス	10,000	1,014.00	10,140,000	
古河電気工業	10,000	275.00	2,750,000	
住友電気工業	8,900	1,747.00	15,548,300	
リョービ	8,000	434.00	3,472,000	
三協立山	2,500	2,362.00	5,905,000	
ノーリツ	4,300	2,244.00	9,649,200	
高周波熱錬	7,900	874.00	6,904,600	
日本発條	5,400	1,222.00	6,598,800	
タクマ	9,000	926.00	8,334,000	
オークマ	5,000	1,165.00	5,825,000	
サトーホールディングス	2,400	2,548.00	6,115,200	
小松製作所	2,500	2,064.00	5,160,000	
クボタ	7,000	1,755.00	12,285,000	
小森コーポレーション	4,600	1,820.00	8,372,000	
荏原製作所	14,000	706.00	9,884,000	
CKD	7,800	1,207.00	9,414,600	
セガサミーホールディングス	3,700	2,736.00	10,123,200	
リケン	18,000	486.00	8,748,000	
TPR	5,700	1,898.00	10,818,600	
不二越	14,000	630.00	8,820,000	
イーグル工業	1,000	1,802.00	1,802,000	
日立製作所	55,000	846.00	46,530,000	
東芝	32,000	469.00	15,008,000	
富士電機	34,000	504.00	17,136,000	

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(E12444) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> 业务油山青(内国投具后式</u>
山洋電気	9,000	677.00	6,093,000	
東芝テック	6,000	745.00	4,470,000	
オムロン	2,900	4,675.00	13,557,500	
日本電気	36,000	270.00	9,720,000	
富士通	13,000	544.00	7,072,000	
ワコム	5,500	732.00	4,026,000	
ソニー	1,800	1,835.00	3,303,000	
TDK	1,900	4,915.00	9,338,500	
アルプス電気	9,600	1,195.00	11,472,000	
ファナック	300	17,800.00	5,340,000	
ニチコン	5,100	1,042.00	5,314,200	
キヤノン	3,500	3,235.00	11,322,500	
鬼怒川ゴム工業	10,000	532.00	5,320,000	
ユニプレス	3,800	2,094.00	7,957,200	
東海理化電機製作所	1,100	2,056.00	2,261,600	
川崎重工業	38,000	471.00	17,898,000	
いすゞ自動車	11,000	641.00	7,051,000	
トヨタ自動車	12,200	6,290.00	76,738,000	
日信工業	900	2,275.00	2,047,500	
カヤバ工業	15,000	525.00	7,875,000	
プレス工業	12,000	438.00	5,256,000	
カルソニックカンセイ	14,000	526.00	7,364,000	
マツダ	34,000	566.00	19,244,000	
本田技研工業	13,000	4,265.00	55,445,000	
ショーワ	5,300	1,673.00	8,866,900	
豊田合成	2,000	2,379.00	4,758,000	
愛三工業	5,000	992.00	4,960,000	
タカタ	4,400	3,050.00	13,420,000	
テイ・エス テック	2,000	3,690.00	7,380,000	
シチズンホールディングス	7,900	887.00	7,007,300	
トッパン・フォームズ	1,900	966.00	1,835,400	
リンテック	2,600	1,919.00	4,989,400	
九州電力	7,700	1,326.00	10,210,200	
東京瓦斯	13,000	504.00	6,552,000	
相鉄ホールディングス	12,000	362.00	4,344,000	
東日本旅客鉄道	3,500	8,130.00	28,455,000	
東海旅客鉄道	1,500	12,230.00	18,345,000	
商船三井	35,000	472.00	16,520,000	
住友倉庫	6,000	579.00	3,474,000	
NECネッツエスアイ	4,600	2,540.00	11,684,000	
ITホールディングス	3,300	1,569.00	5,177,700	
ティーガイア	3,100	1,222.00	3,788,200	
ヤフー	14,200	664.00	9,428,800	

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(E12444)

		•	
有価証券届出書	内国投資信託發	经益証券)

				业务庙山青(内国投更后式 T
シーエーシー	4,500	933.00	4,198,500	
エイベックス・グループ・ホールディングス	1,900	2,372.00	4,506,800	
日本ユニシス	4,400	980.00	4,312,000	
日本テレビホールディングス	4,700	1,906.00	8,958,200	
日本電信電話	4,500	5,660.00	25,470,000	
KDDI	1,600	6,260.00	10,016,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	1,800	3,725.00	6,705,000	
SCSK	2,300	2,789.00	6,414,700	
ソフトバンク	4,300	9,020.00	38,786,000	
ハピネット	2,300	912.00	2,097,600	
伊藤忠商事	12,200	1,316.00	16,055,200	
豊田通商	3,500	2,521.00	8,823,500	
三井物産	25,300	1,473.00	37,266,900	
日立ハイテクノロジーズ	1,700	2,724.00	4,630,800	
三菱商事	3,000	1,994.00	5,982,000	
阪和興業	4,000	566.00	2,264,000	
エービーシー・マート	900	4,695.00	4,225,500	
D C Mホールディングス	4,600	723.00	3,325,800	
セブン&アイ・ホールディングス	6,200	4,395.00	27,249,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディング ス	1,700	2,997.00	5,094,900	
ツルハホールディングス	800	9,760.00	7,808,000	
コーナン商事	800	1,095.00	876,000	
AOKIホールディングス	6,400	1,840.00	11,776,000	
高島屋	10,000	1,023.00	10,230,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	6,000	843.00	5,058,000	
丸井グループ	6,100	1,034.00	6,307,400	
イオン	10,400	1,445.00	15,028,000	
新生銀行	21,000	248.00	5,208,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,200	686.00	68,737,200	
リそなホールディングス	8,700	550.00	4,785,000	
三井住友フィナンシャルグループ	11,000	5,380.00	59,180,000	
千葉銀行	6,000	702.00	4,212,000	
横浜銀行	11,000	580.00	6,380,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	8,000	460.00	3,680,000	
みずほフィナンシャルグループ	255,100	237.00	60,458,700	
大和証券グループ本社	13,000	1,042.00	13,546,000	
野村ホールディングス	37,100	819.00	30,384,900	
第一生命保険	11,700	1,769.00	20,697,300	
東京海上ホールディングス	6,100	3,355.00	20,465,500	
T & Dホールディングス	7,700	1,490.00	11,473,000	
クレディセゾン	3,400	2,734.00	9,295,600	
芙蓉総合リース	1,800	4,035.00	7,263,000	
	.,000	.,	.,_00,000	

19,000	523.00	9,937,000	
15,700	1,785.00	28,024,500	
8,600	2,304.00	19,814,400	
6,400	935.00	5,984,000	
9,000	3,615.00	32,535,000	
35,000	299.00	10,465,000	
1,900	3,275.00	6,222,500	
4,300	2,049.00	8,810,700	
600	2,100.00	1,260,000	
2,500	2,135.00	5,337,500	
1,969,500	ı	1,810,261,500	
	15,700 8,600 6,400 9,000 35,000 1,900 4,300 600 2,500	15,700 1,785.00 8,600 2,304.00 6,400 935.00 9,000 3,615.00 35,000 299.00 1,900 3,275.00 4,300 2,049.00 600 2,100.00 2,500 2,135.00	19,000 523.00 9,937,000 15,700 1,785.00 28,024,500 8,600 2,304.00 19,814,400 6,400 935.00 5,984,000 9,000 3,615.00 32,535,000 35,000 299.00 10,465,000 1,900 3,275.00 6,222,500 4,300 2,049.00 8,810,700 600 2,100.00 1,260,000 2,500 2,135.00 5,337,500

B. 株式以外の有価証券 該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 注記事項(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

不動産等明細表該当事項はありません。

商品明細表 該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

その他特定資産の明細表該当事項はありません。

借入金明細表 該当事項はありません。

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
 - なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間(平成26年1月11日から平成26年7月10日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【DCファンダメンタル・バリュー ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

項目	第13期中間計算期間 (平成26年7月10日現在) 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,511,716
親投資信託受益証券	1,504,471,827
未収入金	260,794
未収利息	14
流動資産合計	1,516,244,351
資産合計	1,516,244,351
負債の部	
流動負債	
未払解約金	473,671
未払受託者報酬	577,375
未払委託者報酬	10,722,688
その他未払費用	41,174
流動負債合計	11,814,908
負債合計	11,814,908
純資産の部	
元本等	
元本	1,186,761,252
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	317,668,191
(分配準備積立金)	(248,649,742)
元本等合計	1,504,429,443
純資産合計	1,504,429,443
負債純資産合計	1,516,244,351

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

項目	第13期中間計算期間 自 平成26年 1月11日 至 平成26年 7月10日 金額(円)
営業収益	
受取利息	1,668
有価証券売買等損益	108,593,035
営業収益合計	108,591,367
営業費用	
受託者報酬	577,375
委託者報酬	10,722,688
その他費用	41,174
営業費用合計	11,341,237
営業利益又は営業損失()	119,932,604
経常利益又は経常損失()	119,932,604
中間純利益又は中間純損失()	119,932,604
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一 部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	54,177,925
期首剰余金又は期首欠損金()	473,455,001
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,950,156
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	23,950,156
剰余金減少額又は欠損金増加額	113,982,287
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	113,982,287
中間剰余金又は中間欠損金()	317,668,191

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

		第13期中間計算期間 (平成26年 7月10日現在)
1.	期首元本額	1,426,264,050円
	期中追加設定元本額	106,987,208円
	期中一部解約元本額	346,490,006円
2.	当該中間計算期間の末日におけ る受益権総数	1,186,761,252□
3.	1口当たり純資産額	1.2677円
	(1万口当たり純資産額)	(12,677円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1.	中間貸借対照表計上額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価してい るため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2.	時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載してお ります。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似しているこ とから、当該帳簿価額によっております。
3.	金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

<参考>

「DCファンダメンタル・バリュー ファンド」は、「ファンダメンタル・バリュー マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成26年7月10日現在(以下、「計算日」といいます。)の状況は次のとおりであります。 なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「ファンダメンタル・バリュー マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

項目	平成26年 7月10日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	75,465,975
株式	1,426,898,400
派生商品評価勘定	1,527,300
未収入金	5,476,315
未収配当金	558,600
未収利息	97
差入委託証拠金	1,650,000
流動資産合計	1,511,576,687
資産合計	1,511,576,687
負債の部	
流動負債	
前受金	1,980,000
未払金	4,858,256
未払解約金	260,794
流動負債合計	7,099,050
負債合計	7,099,050
純資産の部	
元本等	
元本	991,480,050
剰余金	
剰余金又は欠損金()	512,997,587
元本等合計	1,504,477,637
純資産合計	1,504,477,637
負債純資産合計	1,511,576,687

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

 <u></u>
平成26年 7月10日現在

		有価証券届出書(内国投資信託受益証券	:)
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2.	デリバティブの評価基準及び評価 方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は 計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。	
		当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。	
3.	収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想 配当金額を計上しております。	
		(2)派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

		平成26年 7月10日現在
1.	中間計算期間の期首元本額	1,200,254,256円
	中間計算期間中の追加設定元本額	60,748,500円
	中間計算期間中の一部解約元本額	269,522,706円
	計算日の元本額	991,480,050円
	計算日の元本額の内訳 DCファンダメンタル・バリュー ファンド	991,480,050円
2.	計算日における受益権総数	991,480,050□
3.	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5174円 (15,174円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	平成26年 7月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1)株式

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2)デリバティブ取引

「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

平成26年 7月10日現在

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

. ヘッジ会計が適用されていないもの 株式関連

		平成26年 7月10日現在			
区分	種類	契約額等(円)		時価	評価損益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	61,597,700	-	63,125,000	1,527,300
	合計	61,597,700	-	63,125,000	1,527,300

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の 日の清算値段で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

. ヘッジ会計が適用されているもの

平成26年	7月10日現在
-------	---------

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成26年7月31日現在)

資産総額	1,538,128,287	円
負債総額	4,432,032	田
純資産総額(-)	1,533,696,255	田
発行済口数	1,183,502,703	П
1口当たり純資産額(/)	1.2959	田
1万口当たり純資産額	12,959	円

(参考情報)

ファンダメンタル・バリュー マザーファンド

資産総額	1,537,980,836 F	円
負債総額	4,122,181 F	円
純資産総額(-)	1,533,858,655 F	円
発行済口数	987,967,879	П
1口当たり純資産額(/)	1.5525 F	円
1万口当たり純資産額	15,525 F	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1)名義書換等
 - 該当事項はありません。
- (2)受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益権の譲渡

- イ.受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 口.上記イ.の申請のある場合には、上記イ.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- 八.上記イ.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(平成26年7月31日現在)

資本金の額 : 3億円

発行可能株式総数 : 12,000株 発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

会社に取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又 は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその 職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

[PLAN(計画)]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO(実行)]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築 し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK(検証・評価)]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会(委員長は 運用企画部担当役員)に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長(委員会の構成員)からファンドマネジャーに速 やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会(委員長はリスク管理部担当役員)及び経営会議(議長は社長)に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価 します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行い ます。

委託会社の機構は平成26年10月10日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を 行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。 また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成26年7月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託(マザーファンドを除きます。)は次の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	379	5,192,634
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	1	2,714
単位型公社債投資信託	0	0
合計	380	5,195,348

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(以下「委託者」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2)委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日現在)	(平成26年3月31日現在)
 資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,192,444	10,457,599
前払費用	81,751	114,325
未収委託者報酬	2,210,605	2,735,763
未収運用受託報酬	31,051	15,268
未収入金	676	-
繰延税金資産	61,743	144,183
その他	19,263	3,448
流動資産合計	10,597,535	13,470,589
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 79,281	1 67,359
器具備品	1 103,209	1 87,378
有形固定資産合計	182,491	154,737
無形固定資産		
ソフトウェア	168,561	203,360
その他	1,770	4,686
無形固定資産合計	170,332	208,046
投資その他の資産		
投資有価証券	47,112	69,583
長期前払費用	-	34,773
長期貸付金	31,838	28,838
会員権	25,000	25,000
繰延税金資産	-	117,743
その他	633	553
貸倒引当金	31,838	28,838
投資その他の資産合計	72,746	247,653
固定資産合計	425,570	610,437
資産合計	11,023,105	14,081,027

	前事業年度	当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
	(平成25年3月31日現在)		
負債の部			
流動負債			
預り金	19,992	13,353	
未払金	1,459,757	1,723,999	
未払手数料	942,503	1,169,997	
その他未払金	517,254	554,001	
未払費用	82,209	44,167	
未払法人税等	204,363	1,467,469	

		有価証券届出書(内国投資信託
未払消費税等	11,940	129,007
賞与引当金	92,832	94,659
その他	21,231	14,376
流動負債合計	1,892,326	3,487,033
固定負債		
資産除去債務	12,281	12,492
退職給付引当金	268,531	313,992
繰延税金負債	303,555	-
固定負債合計	584,368	326,485
負債合計	2,476,694	3,813,518
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
利益準備金	59,500	62,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	5,731,912	7,452,293
利益剰余金合計	7,891,412	9,614,793
株主資本合計	8,541,412	10,264,793
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,998	2,715
評価・換算差額等合計 	4,998	2,715
·····································	8,546,410	10,267,508
 負債・純資産合計	11,023,105	14,081,027

(2)【損益計算書】

		(十四・113)	
	前事業年度	当事業年度	
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日	
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)	
委託者報酬	19,128,296	22,773,831	
運用受託報酬	94,659	55,511	
営業収益合計	19,222,955	22,829,342	
営業費用			
支払手数料	9,030,246	10,451,296	
広告宣伝費	73,287	76,961	
公告費	2,244	-	
調査費	4,132,154	5,091,105	
調査費	207,030	259,236	
委託調査費	3,922,394	4,830,390	
図書費	2,729	1,479	

		有価証券届出書(内国投資信託
営業雑経費	1,294,879	1,264,334
通信費	21,905	17,246
印刷費	330,735	327,214
協会費	21,939	22,524
諸会費	757	773
情報機器関連費	874,151	837,859
その他営業雑経費	45,391	58,716
営業費用合計	14,532,812	16,883,698
一般管理費		
給料	2,259,238	2,201,964
役員報酬	78,205	102,330
給料・手当	1,967,177	1,846,450
賞与	213,855	253,183
退職給付費用	64,787	72,029
役員退職慰労金	-	1,070
福利費	190,716	207,122
交際費	879	2,758
旅費交通費	45,160	45,973
租税公課	25,420	42,862
不動産賃借料	129,096	130,938
寄付金	-	3,385
減価償却費	129,966	119,445
諸経費	1 257,947	1 219,615
一般管理費合計	3,103,213	3,047,165
営業利益	1,586,929	2,898,479

	前事業年度	当事業年度	
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日	
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)	
営業外収益			
受取配当金	1,919	-	
受取利息	6,475	7,464	
収益分配金	-	3,234	
投資有価証券売却益	924	553	
貸倒引当金戻入	3,000	3,000	
その他	2,552	1,775	
営業外収益合計	14,873	16,027	
営業外費用	-		
長期前払費用償却	-	1 23,222	
支払補償費	-	14,648	
投資有価証券売却損	14,182	284	
その他	361	2,112	
営業外費用合計	14,544	40,268	
经常利益	1,587,257	2,874,238	
持別利益			
投資有価証券売却益	30,000	-	
特別利益合計	30,000	-	

		日叫此为田山首(7)巴汉貝に心又
特別損失		
統合関連損失	484,725	-
特別損失合計	484,725	-
税引前当期純利益	1,132,532	2,874,238
 法人税、住民税及び事業税	369,828	1,623,332
法人税等調整額	56,358	502,474
法人税等合計	426,187	1,120,857
当期純利益	706,344	1,753,381

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本乗	資本剰余金	
	具 平 並	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	300,000	-		
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
合併による増加		350,000	350,000	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	350,000	350,000	
当期末残高	300,000	350,000	350,000	

	株主資本						
		利益剰余金					
		その他利	その他利益剰余金		株主資本合計		
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	56,500	2,100,000	2,516,273	4,672,773	4,972,773		
当期変動額							
剰余金の配当	3,000		33,000	30,000	30,000		
当期純利益			706,344	706,344	706,344		
合併による増加			2,542,294	2,542,294	2,892,294		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	3,000	-	3,215,638	3,218,638	3,568,638		
当期末残高	59,500	2,100,000	5,731,912	7,891,412	8,541,412		

	評価・換算	i 差額等		
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	9,859	9,859	4,962,913	
当期変動額				
剰余金の配当			30,000	

当期純利益			706,344
合併による増加			2,892,294
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	14,857	14,857	14,857
当期変動額合計	14,857	14,857	3,583,496
当期末残高	4,998	4,998	8,546,410

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

		株主資本	株主資本			
	資本金	資本剰余金				
	貝 平 並 	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
当期首残高	300,000	350,000	350,000			
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-			
当期末残高	300,000	350,000	350,000			

	株主資本						
		利益剰余金					
		その他利	益剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰ホ並 合計			
当期首残高	59,500	2,100,000	5,731,912	7,891,412	8,541,412		
当期変動額							
剰余金の配当	3,000		33,000	30,000	30,000		
当期純利益			1,753,381	1,753,381	1,753,381		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	3,000	-	1,720,381	1,723,381	1,723,381		
当期末残高	62,500	2,100,000	7,452,293	9,614,793	10,264,793		

	評価・換算	純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,998	4,998	8,546,410
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			1,753,381
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,283	2,283	2,283
当期変動額合計	2,283	2,283	1,721,098
当期末残高	2,715	2,715	10,267,508

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、原則として社内における利用可能期間 (5年) に基づいて償却 しております。

3 . 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収 不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

יוכוויםיי			
		前事業年度	当事業年度
		(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
建	物	23,594 千円	35,517 千円
器具	.備品	235,212 "	188,630 "
計	-	258,807 "	224,147 "

(損益計算書関係)

1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度		
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日		
	至 平成25年3月31日)	至	平成26年3月31日)	
諸経費	97,199	千円	73,276	<u>千円</u>
長期前払費用償却	-	<i>"</i>	23,222	<i>II</i>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

サードの毛幣	小单条件单和	小事条件单换 加	少事类在安淀小	少事光左帝士
株式の種類	ヨ 争耒牛ይ期目	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

3.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項該当事項はありません。

3.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類		1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成26年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(リ・ス取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者 報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール(処分基準)を定めており、投資後も 適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
(1)現金及び預金	8,192,444	8,192,444	-
(2)未収委託者報酬	2,210,605	2,210,605	-
(3)投資有価証券 その他有価証券	47,112	47,112	-
(4)未払金	(1,459,757)	(1,459,757)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
(1)現金及び預金	10,457,599	10,457,599	-
(2)未収委託者報酬	2,735,763	2,735,763	-
(3)投資有価証券 その他有価証券	69,583	69,583	-
(4)未払金	(1,723,999)	(1,723,999)	-
(5)未払法人税等	(1,467,469)	(1,467,469)	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未払金、並びに(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	8,192,444	-	-	-
未収委託者報酬	2,210,605	-	-	-

当事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,457,599	-	-	-
未収委託者報酬	2,735,763	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	7,743	21,044	-

(有価証券関係)

1.その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	45,159	37,315	7,843
小計	45,159	37,315	7,843
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	1,952	2,030	77
小計	1,952	2,030	77
合計	47,112	39,345	7,766

当事業年度(平成26年3月31日現在)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	61,633	57,226	4,406
小計	61,633	57,226	4,406
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	7,950	8,138	188
小計	7,950	8,138	188
合計	69,583	65,365	4,218

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
114,040	30,924	14,182

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) (単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
23,757	553	284

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用してお ります。

(単位:千円)

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
(1)退職給付債務	268,531	313,992
(2)退職給付引当金	268,531	313,992

- (注)1.当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
 - 2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。
- 3. 退職給付費用に関する事項

Ŀ	職給付費用に関する事項		(単位:千円)
		前事業年度	当事業年度
		(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
	(1)退職給付費用	64,787	72,029

- (注)1.当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
 - 2.金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で13,971千円、当事業年度で 13,998千円であります。
- 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
 繰延税金資産		
未払事業税	16,142 千円	102,368 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	11,347 "	10,277 "
賞与引当金損金算入限度超過額	35,285 "	33,736 "

退職給付引当金損金算入限度超過額	95,704	"	111,906	"
減価償却超過額	1,067	"	-	"
その他	11,680	"	13,094	"
繰延税金資産 小計	171,228	"	271,384	"
評価性引当額	11,347	"	-	"
繰延税金資産 合計	159,881	"	271,384	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	2,767	<i>II</i>	1,503	"
投資有価証券売却益益金不算入額	398,925	"	7,953	"
繰延税金負債 合計	401,693	"	9,457	"
繰延税金資産(負債)の純額	241,812	"	261,926	"

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第151号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が9,649千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等の金額が9,649千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(関連情報)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド	2,429,898千円
(ブラジル・レアルコース)	2,429,090 [1]

(注)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載して おります。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド	2 472 F02 T III
(ブラジル・レアルコース)	3,172,592千円

(注)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載して おります。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会	三井住友 トラスト・ オールディング ス(株)	東京都千代田区	261,608	持株会社	(直接) 100%	役員の 兼任	経営指導料の 支払	97,199	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	三井住友 トラスト・ ホールディング ス(株)	東京都 千代田区	261,608	持株会社	(直接) 100%	役員の 兼任	経営指導料の 支払	73,276	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 該当事項はありません。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟	三井住友信託 銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務 及び	-	営業上の 取引 役員の	投信販売 代行手数料等 の支払	6,006,973	未払手数料	613,819
云仁	並以1J(杯)	十八田区		銀行業務		兼任	投資助言費用 の支払	2,226,006	その他 未払金	221,229

- (注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟	三井住友信託 銀行㈱	東京都	342,037	信託業務 及び	-	営業上の取引	投信販売 代行手数料等の 支払	6,745,672	未払手数料	794,830
云仙	並以1J(杯)	十八田区		銀行業務		役員の 兼任	投資助言費用 の支払	2,631,233	その他 未払金	239,120

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

- (エ)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 該当事項はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1)親会社情報

前事業年度(平成25年3月31日)

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

当事業年度(平成26年3月31日)

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会における決議に基づき、中央三井アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

1.企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 当社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 中央三井アセットマネジメント株式会社 事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

(2)企業結合日

平成24年4月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、中央三井アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

(4) 結合後企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、平成23 年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(平成23 年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。)が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足しました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	2,848,803円51銭	3,422,502円93銭
1株当たり当期純利益金額	235,448円31銭	584,460円49銭

(注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月 1日	(自 平成25年4月 1日
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)
当期純利益	706,344千円	1,753,381千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	706,344千円	1,753,381千円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成26年10月10日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額:342,037百万円(平成26年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき

信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成26年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595	保険業法に基づき損害保険業を営ん でいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 平成12年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円(平成26年3月末日現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約に係る信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託 受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託 財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(交付目論見書)」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(請求目論見書)」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤浩之 印

業務執行計員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年 3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重 要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月10日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 佐藤智治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCファンダメンタル・バリューファンドの平成25年1月11日から平成26年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCファンダメンタル・バリュー ファンドの平成26年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年9月10日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員
公認会計士

佐藤智治

ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCファンダメンタル・バリューファンドの平成26年1月11日から平成26年7月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCファンダメンタル・バリュー ファンドの平成26年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成26年1月11日から平成26年7月10日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

EDINET提出書類

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(E12444)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。